

○厚生労働省告示第三百五十六号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第1の1中(182)を(183)とし、(39)から(181)までを(40)から(182)までとし、(38)の次に次のように加える。

(39) カナキヌマブ（遺伝子組換え）